

番 号 : 151219

国 名 : パキスタン

担当部署 : 人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

案件名 : 定期予防接種強化プロジェクト (ワクチンロジスティックス)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ワクチンロジスティックス
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年3月下旬から2016年7月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 50M/M、現地 2. 17M/M
合計 2. 67M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
 1日 65日 9日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月2日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>

調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 4点
- (計100点)

類似業務	予防接種に関する各種業務
対象国／類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出国に際してWHO様式のポリオ予防接種証明書が必要。

6. 業務の背景

パキスタンの基礎的保健指標は南アジアの中で劣悪な数値を示しており、5歳未満児死亡率は86（2013年、出生千対、WHO）、妊産婦死亡率は170（2013年、出生10万対、WHO）と高く、加えて、2016年現在ポリオ野生株による感染の流行が認められる国（ポリオ常在国）の1つである。

パキスタン政府は1978年に母子の健康改善を目的に予防接種拡大プログラムを開始して以来、保健セクターの重要課題として予防接種事業を推進している。現在は麻疹、破傷風、結核、ポリオ等9疾患が予防接種の対象とされている。接種活動は日常的に行われる定期予防接種を基本としているが、ポリオ等は補完的に一斉投与キャンペーンによる対応も行っている。

政府の取り組みにも関わらず、予防接種率はポリオ65%、麻疹67%、結核・BCG80%（2004年、WHO/UNICEF）にとどまっていたことから、パキスタン政府は日本政府に定期予防接種事業の強化を要請し、技術協力プロジェクト「EPI／ポリオ対策」（2006～2011年度）が実施された。同プロジェクトでは、中央においてワクチン品質管理能力強化に向けた研修を実施するとともに、社会・文化的習慣等による住民の理解不足、予防接種事業のマネジメントや医療人材の能力不足等により、接種活動が不十分なハイバル・パフトゥンハー州（KP州）のハリプール県で、パイロット事業として一次医療施設におけるマネジメントや医療人材の育成等の強化支援を行った。その結果、中央でのワクチン管理能力の強化やパイロット地域での予防接種件数の増加に貢献した。

他方、ポリオについては、撲滅に向けて世界的な取り組みがなされていることから、ポリオに特化した全国的な取り組みが必要とされており、日本政府はUNICEF連携による無償資金協力「ポリオ撲滅計画」（1996～2010年度）及び「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画」（2011～2013年度）を通じてポリオワクチン調達のための資金を供与した。さらに、ゲイツ財団との連携による円借款「ポリオ撲滅事業」（2011～2013年度）ではキャンペーン用ポリオワクチンの調達及びキャンペーン活動のための資金支援を実施している。この結果、2015年におけるポリオ野生株による新規症例は53件（WHO）と、前年（2014年）の306件の約6分の1まで減少、国際社会は同国のポリオ撲滅を現実的な目標として捉え始めている。

以上の背景を受け、本案件ではポリオを含む定期接種活動への技術協力を通じてKP州における予防接種事業全体の底上げを図り、その結果として、上記の無償資金協力や円借款との相乗効果による同国のポリオ早期撲滅への貢献、ワクチン予防可能な感染症（VPD）の罹患率及び5歳未満児死亡率の減少が期待されている。具体的には、技術協力プロジェクト「EPI／ポリオ対策」でのKP州ハリプール県での成果を州全体に拡大し、加えて予防接種事業の課題とされている住民への啓発活動を展開する計画であり、その活動は、①ワクチン管理強化、②予防接種従事者の質の向上、③サーベイランス強化、④住民への啓発活動、⑤モニタ

リング強化を予定している。

本案件は2014年11月から開始され、カウンターパートであるKP州保健局より、上記①ワクチン管理強化実施が最優先課題として要請されている。こうした要請を受け、2015年に①に係るEPIロジスティクスの短期専門家が3回派遣され、パキスタン及びKP州におけるEPI政策、ワクチン管理に係る状況調査、研修ニーズ調査、研修計画策定、EPI従事者のためのToT研修（Training of Trainers）の教材作成等が実施された。本業務は、上述した調査結果、研修計画・教材に基づき、EPIワクチン管理従事者を対象とした研修のモニタリング及び評価、改善案の提案を行うことを目的としている。

7. 業務の内容

本業務は、2015年に実施されたパキスタン及びKP州におけるEPIワクチンロジスティクスの状況調査、研修ニーズ調査、研修計画に基づいて、KP州保健局が主体として実施するEPIワクチン管理にかかる研修の、実施支援・モニタリング・評価を行なうとともに、それら研修の結果を取りまとめ、具体的な改善案を州側へ提案することを目的とする。また、これら研修評価結果及び改善案は、州・県レベルにおけるワクチン管理委員会の開催を促進することで、州側へ提案されることが望ましい。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2016年3月下旬）

- ① JICAから提供されるパキスタンにおける定期予防接種やEPIコールドチェーンに係る資料、また2015年に派遣されたEPIワクチンロジスティクス短期専門家作成資料を確認、現状を把握する。

(2) 現地派遣期間（2016年3月下旬～5月下旬）

- ① 現地派遣期間に、実施すべきワーク・プラン（英文）作成のため、カウンターパート（以下、C/P）機関であるKP州保健局及びプロジェクト専門家、JICAパキスタン事務所と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針、対象県について詳細を打合わせる。派遣開始1週目を目途にワークプランを最終化する。
- ② 他ドナーによる支援状況の情報収集を直接ヒアリング、会議参加等をとおして行う。
- ③ KP州保健局、プロジェクトチームと協議の上、ワクチン接種及び管理に係る研修教材の最終化、また研修資料の事前確認や研修前後の理解度把握テストの作成等、KP州保健局が実施する研修を支援する。これらに加え、研修が計画どおりに実施されているかのモニタリング、研修終了後には理解度把握テストの結果等を踏まえた評価を行なう。研修対象者は、KP州全県EPIコーディネーター25名（ワクチン管理研修）、KP州全県コールドチェーン機材維持管理担当者25名（機材管理研修）、KP州全県コールドチェーン監督担当官50名（コールドチェーン機材・管理研修）、マンセラ県内保健施設のメディカル・オフィサー等（予防接種ToT研修）を対象に3-4日/回、各1-2回を予定している（派遣後に具体的な参加対象研修及び回数等の詳細決定）。
- ④ ③の研修実施後、アンケート、インタビュー、理解度把握テスト分析等の手段を通じて研修評価結果、提言を取り纏める。
- ⑤ 州レベル、県レベルにおけるワクチン管理委員会の開催状況、参加者等を調べ、KP州保健局、プロジェクトチームと協議の上、ワクチン管理委員会開催の促進を図る。
- ⑥ 他ドナーによる支援状況の情報収集を行なう。
- ⑦ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAパキスタン事務所に提出し、

報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年6月上旬)

① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

以下、(1)、(2)は派遣期間中帰国前まで、(3)は派遣終了後日本にて提出とする。

(1) ワーク・プラン

(英文4部:監督職員、プロジェクトチーム、JICAパキスタン事務所、C/P機関)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書

(英文4部:監督職員、プロジェクトチーム、JICAパキスタン事務所、C/P機関)

記載項目は以下のとおり。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部:監督職員、JICAパキスタン事務所)

記載項目は以下のとおり。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

3) プロジェクト実施における今後の留意事項

4) その他

提出方法は電子データでの提出とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒イスラマバード⇒成田を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

派遣期間中の災害補償経費(戦争特約経費分のみ)計上を認めます。

「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険(戦争特約)について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)

を参照願います。

(3) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとはいえない地域であり、通常とは異なる環境課での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費を計上することができるものとする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定しております。

2016年3月23日～5月26日（65日間）

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー（短期専門家）
- ・ 啓発活動（長期専門家）
- ・ 業務調整/研修運営（長期専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

イスラマバード：プロジェクト事務所での執務可。

アボタバード：プロジェクト事務所での執務可。

キ) 携帯電話（本体・SIMカード）貸与可。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二グループ保健第四チーム（TEL:03-5226-8366）にて配布します。

- ・ プロジェクト事前評価表
- ・ 現地業務結果報告書（EPIロジスティックス専門家）

②本業務に関連する以下の案件資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ 技術協力「EPI/ポリオ対策プロジェクト」

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/0/33646aa7789a9f15492575d100357743?OpenDocument>

- ・ 有償資金協力「ポリオ撲滅事業」

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/7A09149807CC34554925792E0020283D?OpenDocument>

http://www.jica.go.jp/press/2014/20141010_01.html

(3) 安全管理体制

- ①現地での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA現地事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じること。
(なお、滞在地、主な業務予定地では、ポリオ対策従事者を狙った襲撃事案は報告されていない。)
- ②現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②滞在地、主な業務予定地は原則イスラマバード及びアボダバード県とします。

以上